墨田区地域福祉計画中間のまとめに対する パブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間

平成22年12月11日から平成23年1月4日まで

2 意見募集の周知・公表方法

- (1)パブリック・コメントの周知
 - ・ 区のお知らせ(12月11日号)
 - ・ 区ホームページ
 - ・ CATVによる区番組提供
 - · 区民説明会(12月11日)

(2)公表資料の閲覧

- ・ 区民情報コーナー(区役所1階)
- ・ 厚生課(区役所4階)
- ・ すみだ福祉保健センター
- ・ すみだボランティアセンター
- ・ 区ホームページ

3 意見募集の結果

意見者数8名(8件)

	意見・提案の概要	意見・提案に対する区の考え方
1	計画を実行するためには、多くの人々が地	計画の中では、取り組み項目ごとに目標
	域福祉活動に取り組んでいく必要があるが、	(32年度の姿)や平成27年度までの到達
	多くの人が取り組むためには共通の「夢」が	目標を掲げています。特に目標(32年度の
	必要であるので、それを示すべきである。	姿)は、理想を掲げたものであり、「夢」に
		近いものといえますが、計画の実施に当たっ
		ては、この部分のイメージを具体化して、わ
		かりやすく示していくようにしていきます。
2	行政が音頭を取って、区民が取り組んでい	計画では、優先的取り組みを打ち出すな
	く方向性を決めて示していく必要がある。	ど、一定の方向性を示しておりますが、計画
		の実施段階では、区民に特に取り組んでいた
		だきたい具体的な事項を示していくように
		墨田区地域福祉推進協議会などで協議をし
		ながら進めていきます。
3	区民の役割として、区や社会福祉協議会が	区や町会・自治会が、住民が活動に参加し
	実施する共生意識や人権に関する啓発活動	やすい体制づくりに努めることは必要と認
	やイベントや町会・自治会で実施している防	識していますので、そうした記載を該当項目
	犯・防災活動へ参加するとしているが、住民	に加えます。
	が参加するためには、区や町会・自治会の役	

	割として、住民が活動に参加しやすい体制づ	
	くりに努めるべきであるので、そのような記	
	述を入れてほしい。	
4	地域の見守り活動には、行政から個人情報	区では、平成2年に「墨田区個人情報保護
	の提供が必要である。区が個人情報をどのよ	条例」、「墨田区情報公開及び個人情報保護審
	うに扱うのか定めてほしい。	査会条例」などを制定し、個人情報の扱いに
		ついて定めております。地域の見守り活動に
		関する情報提供についても、これらの条例に
		従って、適切に行ってまいります。
5	行政から情報や実践された事例などの情	計画の基本目標3の「区民の積極的な地域
	報を発信してほしい。	活動を進める」に(1)「福祉の施策や活動
		に関する情報を伝える」という項目を設け、
		積極的に発信していくこととしています。
		今後、開催を予定している「(仮称)地域
		福祉・ボランティアフォーラム」などをはじ
		めとして、さまざまな実践事例の紹介を行っ
		ていく予定です。
6	プラットフォームづくりは誰が行うのか。	プラットフォームの形成主体となるのは、
	窓口が明確にならないと机上のものとなっ	それぞれの課題に直面している住民、団体、
	てしまう。	関係機関、区の関係所管等です。区は、関係
		する住民、団体、機関等へ提案を行うなど形
		成の誘導・支援を行っていきます。
7	若い方に行政の取り組み、高齢者などへの	これからはボランティアなど地域福祉の
	理解、子ども達への思いやりなどを知っても	担い手として、小・中学生、高校生といった
	らい将来の育成につなげてもらいたい。	次世代の育成が不可欠です。
	ワークショップのような話し合いに小中	現在は、地域福祉への関心やボランティア
	学生を一緒に参加させ、交流を持たせ意識改	活動への興味をもつことを目的としてボラ
	革を促してみてはどうか。	ンティアスクールを実施していますが、話し
		合いの場に参加させることについては、今後
		検討していきます。
8	地域に無料でおしゃべりができる場所が	小地域福祉活動の「ふれあいサロン」が、
	ほしい。高齢者が気軽に集まって話し合いが	そのような場所となっています。今後、より
	出来る場所がほしい。	多くの地区でサロンが設けられるように、地
		域に働きかけていきます。